

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第26回）及び証券決済制度改革推進会議（第14回）合同会議（書面）
2. 日 時	平成22年12月16日（木）
3. 議 案	<p>（審議事項）</p> <p>○ 「国債の決済期間の短縮化に関するワーキング・グループ」中間報告書（案）について</p>
4. 主な内容	<p>（審議事項）</p> <p>国債の決済期間の短縮化については、平成21年9月に証券決済制度改革推進会議の下に設置した「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「本WG」という。）において検討を行っており、平成22年6月には、本WGの検討状況等を「国債決済期間の短縮に向けた検討状況と今後の作業方針について」として取りまとめ、公表を行った。</p> <p>これを受け、本WGでは、平成24年前半を実現目標とするアウトライトT+2化のための具体的な実務の検討及びT+1への短縮化の課題の整理を進め、さらに、今般、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」中間報告書（案）の取りまとめを行い、本合同会議において、原案どおり了承された。</p> <p>なお、本中間報告書の内容は、大要以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトライト取引のT+2への移行の実現に向け、ポスト・トレード事務の効率化を図るため、約定照合事務の電子化等（データの授受方法、データフォーマットの標準化）について基本的な対応方針を定めた。 ・アウトライト取引のT+2については、引き続き、実務の詳細の検討を進め、平成24年4月中を目途に短縮化を図ることとし、平成23年3月末までを目途に短縮化の実施日を決定する。 ・アウトライト取引のT+1（GCレポ取引のT+0）への短縮化の実現には、現行の約定実務や取引慣行等を大きく変更する必要があり、引き続き、実現に向けて課題の整理、検討を行い、平成23年秋に取りまとめる「最終報告書」において、実現に向けた検討結果を取りまとめる。
5. 本件に関する 問い合わせ先	証券決済制度改革推進センター（03-5649-3980）